

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月23日(金) 午後1時30分から午後2時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、12月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 儘田実委員、7番 飯塚輝雄委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
1 番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。430号では、申請農地は、10月の定例会でご報告いた
	しました、農地中間管理機構が行う事業で、一旦、機構が申請農地を
	買受け、その後、耕作者へ売買するものです。譲受人は羽生市と行
	田市で耕作を行っている方です。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約700mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われれます。431号では、譲渡人は耕作が難しいこ
	とから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅
	から、約500mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われれます。432号では、譲渡人は耕作が難しいこ
	とから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅
	から、約50mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われれます。433号では、譲渡人は耕作が難しいこと
	から、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅か
	ら、約180mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
で問題ないと思われれます。434号では、譲渡人は耕作が難しいこと	
から、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅か	
ら、約800mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張	
で問題ないと思われれます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1 番	受付番号430号について調査報告いたします。
1 番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書

	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号431号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
7番	受付番号432号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号433号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。

	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号434号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。 この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
推進委員	売買金額はそれぞれいくらか。
事務局	1反当たりですが、430号は92万円、431号は30万円、 432号は84万円、434号は9万円となっております。 （発言なし）
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
(議案第2号)	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。 （起立全員） 起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。 引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号441号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について農地法に

基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。435
号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人及び譲渡人は親子関
係にあります。譲受人は、現在、市内のアパートで生活しており、
今後の将来を見据え、自分達の家を持ちたいと考えていました。申
請農地は、譲受人の実家に近く、譲受人も譲渡人もお互いの家族が
安心して生活することができるため、今回、自己用住宅敷として申
請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（青地）から令和
4年6月3日に除外されていることを確認しております。農地の区分
については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区
域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転
用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷で
あるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に
接続して設置されるもの」に該当し、敷地面積も500㎡を超えない
ものであり、例外に該当し、許可相当になるものと思われま
す。
436号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、神奈川県横浜市
に本社を置き、 <input type="text"/> に工場を構え、大正6年から研磨加工業を営
んでいる法人です。業績も順調で、工場も増設、社員も増えたこと
により、駐車場が必要となり、今回、譲渡人の了解を得られたこと
から、申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担し
ている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満
である「第2種農地」と判断しました。437号では、駐車場を設け
るものです。譲受人及び転用の目的は、受付番号436号でご説明し
ました事業計画と同様ではありますが、移転の事由が、同号は所有権
売買であり、先ほどの436号は、賃借権の設定となっております。
また申請農地は436号の申請農地に近接しております。農地の区分
については、「第2種農地」と判断しました。438号では、自己用
住宅を設けるものです。譲受人は、市外の社員住宅で生活しており、
来年度から羽生市内の工場に転勤となるため、自分達の家を持ちた
いと考えていました。申請農地は、 <input type="text"/> 小学校や大きな商業施設が
近くにあり、住環境が整った場所でとても利便性が良く、今回、自
己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、
「第2種農地」と判断しました。439号では、自己用住宅を設ける
ものです。譲受人及び譲渡人は親子関係にあります。譲受人は、現
在、市内のアパートで生活しており、今後家族が増えるため、自分
達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の実家に
近く、譲受人も譲渡人もお互いの家族が安心して生活することがで
きるため、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区
分については、「第2種農地」と判断しました。440号では、自己
用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートに夫婦

	<p>で暮らしています。部屋が手狭になり、実家のある羽生市で自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、住宅が建ち並び、また、大きな商業施設もある、住環境の整った場所になります。今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。442号では、自己用住宅を設けるものです。譲渡人は譲受人の祖父にあたります。譲受人は、祖父及び両親と実家で生活しており、子供も成長し、現在の住まいでは手狭になったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の実家に近く、お互いの家族が安心して生活することができるため、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号435号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、妻そして7歳と3歳になった2人の子供に恵まれ、市内のアパートに4人で暮らしております。長女が小学校に上がる前に永住する住まいを建てたかったのですが、私たちには建築できる土地も建物も所有がないため、探し続けて参りましたが、適当な場所が見つからず、両親に相談したところ、申請地を使うことを快く提案していただき、申請地が農用地区域に含まれることから昨年農用地除外の申し出をしました。申請地の他にも母の所有地はあるのですが、集団農耕地の中であつたり、建築物がすでにあつたりと建築することができないため、申請地を選定いたしました。ですが、道路条件は良く、旧上野地区の集落が混在しているので、治安にも問題なく、両親や祖母の家にも近いなど、私たちが生活していくのに最適だと思ひ、これから積極的に農作業はもちろんです、両親や祖母に助けられながら、様々な支援していきたいと考えております。また北側の土地は母や祖母と畑として野菜を作ろうと考えておりますので、どうかご理解いただきご許可頂けますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8 番	<p>受付番号436号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、本社を横浜市に置き、平成23年3月1日に羽生市に工場及び営業所を新設し、東日本支店として、平成31年2月19日に登記しました。当初は、数名で事業展開してきましたが、業績も順調に伸び、工場が手狭になったため、平成29年に工場を増築しました。そのために社員駐車場を工場外に借地しました。造成もしてあり違反とは知らずに駐車場として使用していましたが社員駐車場も手狭なため、増設するにあたり埼玉県加須農林事務所の指導をいただき別の場所を駐車場を借地し、移動いたしました。深くお詫びいたします。
	この支店も社員数が28名になり、工場もさらに増築したいと思っておりますので、違反を是正し、事業展開をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
8 番	受付番号437号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、本社を横浜市に置き、平成23年3月1日に羽生市に工場及び営業所を新設し、東日本支店として、平成31年2月19日に登記しました。当初は、数名で事業展開してきましたが、業績も順調に伸び、工場が手狭になったため、平成29年に工場を増築しました。そのために社員駐車場を工場外に借地しました。造成もしてあり違反とは知らずに駐車場として使用していましたが社員駐車場も手狭なため、増設するにあたり埼玉県加須農林事務所の指導をいただき別の場所を駐車場を借地し、移動いたしました。深くお詫びいたします。
	この支店も社員数が28名になり、工場もさらに増築したいと思っておりますので、違反を是正し、事業展開をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
2 番	受付番号438号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在私は、会社が所有する集合住宅に家族3人で住んでいます。
	へ勤務していますが、来年度から羽生本社へ異動
	になるため、羽生市に住宅を建設することを考えました。本社近辺
	の市街化区域で土地を探しましたが、木造2階建て、建築面積
	m ² 、駐車場3台、庭スペースが確保できる土地が見つからず
	範囲を広げ市街化調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけま
	した。なお、本申請地は小学校も近く、近隣に商業施設が多くあり、
	将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いい
	たします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
9番	受付番号439号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は、現在市内の賃貸住宅に夫婦2人で暮らしております。このた
	び子供ができたことがわかり、家族が増えるとその賃貸住宅では手
	狭なため、もう少し大きな家に住み替えたく、一戸建てを新築する
	ことに致しました。今回の申請地は希望条件に合致しているため新
	築の許可を頂きたいようお願いした次第でございます。今回の申請地は、
	現況更地で建築可能な土地であり、都市計画法34条11号区域ですの
	で、開発許可も同時に行います。なお、申請地以外に建築可能な土
	地、建物は所有しておりません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
5番	受付番号440号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私たち家族は久喜市内のアパートに暮らしておりますが、部
	屋が手狭になり自分たちの家を持ちたいと考えていました。私の実
	家と妻の実家がある羽生市内あたりを候補に挙げていました。申請
	地は、6.8mの道路に接しており合併浄化槽後の放流できる排水路
	もあり、家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設もあるため、買
	い物にも便利なところ です。以上のような理由より当地を選定し、

	<p>今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号441号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。譲受人は、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。損益シミュレーションの結果より事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。</p> <p>土地の選定理由は、太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地を活用しないと事業が成立しない状況にあります。</p> <p>他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物がないこととありますが、今回の申請地は㎡であり、パネル配置図にあるように周囲とのスペースも十分に確保し、パネルが並べられます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりも良く、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6番	<p>受付番号442号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在、私は持ち家がなく市内の実家にて妻と子供の家族4人で祖父両親と同居しております。子供も成長し、現在の住まいでは手狭になり、祖父両親に相談し、祖父の所有する申請地を使用し、自己用住宅を建築することを了解頂き、建築後も実家に近いことから祖父、両親の役にも立て、子供にも最適な土地であります。また、建築後周辺農地へ悪影響が出ないよう配慮し計画いたしますので、申請地に自己用住宅を建築したく申請致します。私どものこのような状況をご理解のうえご考慮頂きまして、許可下さいますようお願い申し上げます。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。まずは受付番号435から440号及び442号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号435から440号及び442号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号435から440号及び442号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号441号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、議席番号 番 委員の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは受付番号441号について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号441号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号441号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、 委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは公益社団法人 埼玉県農林公社(埼玉県農地中間管理機構)が行う事業で、農用地等の買入れに関する届出となります。この事業は、埼玉県農林公社が規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図ろうとする農家に売り渡しを行うというものです。メリットとして、譲受人は、公社という公的機関が間に入るため、安心して経営規模の拡大が図れることや、譲渡

	<p>人には、譲渡所得税が800万円まで課税対象から特別控除されるということです。この事業は、届出となりますので、委員さまの調査・審議もございませんので報告とさせていただきます。また、今後は、公社から規模拡大農家への売買行為があります。こちらは、農地法第3条の許可案件となりますので、申請がありましたら、調査・審議等につきまして、よろしく願いいたします。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、駐車場敷1件、住宅敷3件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。7件ございました。</p> <p>報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、11月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が10件ございました。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>① 1月の定例農業委員会について</p> <p>② 農地相談会について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年 12月 23日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	